

## 五智網漁業許認可方針（瀬戸内海海区）

令和2年11月26日制定

令和8年1月21日改正

本県瀬戸内海海区における五智網漁業の許可及び起業の認可の基準を以下のとおり定める。

### 第1章 制限措置

（漁業種類、操業区域、漁業時期）

第1 各漁業種類の操業区域並びに漁業時期は、別表1から4各欄のとおりとする。

2 協定等により、操業区域に共同漁業権の区域を含めることについて、共同漁業権を有する者から同意があった場合は、別表の操業区域欄のただし書きにある「共同漁業権の区域を除く」旨の規定を削除し、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含める。

（許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数等の上限）

第2 許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限は、漁業調整規則第11条第3項に基づき、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で別に定める。

### 第2章 許可等の条件

（許可に付する条件）

第3 次表の左欄の漁業種類について、中欄の地区ごとに、それぞれ右欄に掲げる条件を付する。

漁業種類	地区	条件
別表1の漁業	地区欄1から2まで、4及び6	はまちを目的とする場合は、網目7.2センチメートル未満の漁具を使用してはならない。
別表2から4までの漁業	全ての地区	あじを目的とする一本釣り、ひき縄漁業の操業を妨げてはならない。

### 第3章 優先順位等

（許認可の優先順位）

第4 当該漁業の許認可の優先順位は、地域で決まった自主規制の遵守等、漁業秩序の維持について確約の得られる者のうち、次の順序による。なお、2号から5号において共同して経営する場合にあっては、共同経営者全てが個人であり、各号に該当する者が代表者であることに限る。

(1) 優先順位1位 現に当該漁業の許可を受けている者（以下「既存許可者」という。）であって、次のア、イのいずれかに該当する者。

ア 許可の有効期間の満了日到来のため、使用する船舶に係る内容を除き従前の許可の内容と同一の内容で改めて申請した既存許可者。

イ 単独経営から共同して当該漁業を営もうとする既存許可者、若しくは共同経営者を変更して当該漁業を営もうとする既存許可者。ただし、新たに経営に参加する者は個人に限り、既存許可者が漁協に所属している場合は、新たに経営に参画する者も同じ漁協に所属している者に限る。

(2) 優先順位2位 県内に住所を有する者で、国又は県の漁業者研修制度若しくは漁船リース事業を活

用し、当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする個人。

- (3) 優先順位 3位 県内に住所を有する当該漁業の従事者で、当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする個人。
  - (4) 優先順位 4位 県内に住所を有する当該漁業以外の従事者で当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする個人。
  - (5) 優先順位 5位 現に当該漁業の許可を受けている者の後継者として当該漁業を営もうとする個人。
  - (6) 優先順位 6位 前各号以外の者。
- 2 前項各号において同順位である者相互間の順位は、当該漁業を専業として営もうとする者を優先する。

(許可の有効期間)

第5 漁業調整のため必要がある場合は、漁業調整規則第15条第2項に基づき同条第1項第1号に規定する期間より短い期間とする。

(教示事項)

第6 次表の左欄の漁業種類について、それぞれ右欄に掲げる教示事項を付する。

漁業種類	教示事項
全ての漁業種類	1) 共同漁業権の設定してある区域においては、漁業権者の指示に従うこと。 (※第1の第2項に基づき、共同漁業権の区域を操業区域に含める場合のみ) 2) この処分について不服がある場合には、①この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、農林水産大臣に対して審査請求をすること、及び②この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 なお、審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
別表4の漁業種類	あじ漁業に関する鹿之瀬協定を遵守しなければならない。

(付則)

- 1 この方針は、兵庫県漁業調整規則（令和2年規則第48号）の施行の日（令和2年12月1日）から適用する。
- 2 「あじ五智網漁業許可取扱方針（昭和51年3月5日内規）」のほか、この方針施行前に制定された本県瀬戸内海海区における五智網漁業に係る内規は廃止する。
- 3 令和8年1月21日 一部改正（別表1 地区6（東播磨）追加）

別 表 1

漁業種類：たい、はまち五智網漁業

地区		操業区域	漁業時期	
1	明石浦 林崎	明石市地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注)	たい	4月 1日から 12月31日まで
			はまち	9月15日から 11月20日まで
2	江井島 二見町 播磨町	明石市古波止から高砂市東播磨港伊保灯台までの海面。 ただし、共同漁業権の区域を除く。	たい	4月 1日から 12月31日まで
			はまち	9月15日から 11月20日まで
3	岩屋	淡路市岩屋地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	たい はまち	1月1日から 12月31日まで
4	北淡	淡路市野島江崎から同市室津に至る地先海面。 ただし、共同漁業権の区域を除く。(注)	たい	1月1日から 12月31日まで
			はまち	9月10日から 11月20日まで
5	福良	南あわじ市福良門崎から同市潮崎に至る海面。 ただし、共同漁業権の区域を除く。	たい	4月1日から 7月31日まで
			はまち	9月1日から 12月31日まで
6	東播磨	最大高潮時海岸線における明石市魚住町・二見町東二見界から高砂市東播磨港伊保灯台までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	たい	4月 1日から 12月31日まで
			はまち	9月15日から 11月20日まで

(注) 地区欄 1 及び 4 にあつては、操業区域に共第24号共同漁業権の区域を含めることについて、漁業権を有する者から同意があつた場合は、操業区域に「共第24号共同漁業権（鹿ノ瀬海面）の区域」を加える。

別 表 2

漁業種類：たい、あじ五智網漁業

地区		操業区域	漁業時期	
1	一宮	淡路市野島江崎から洲本市五色町に至る海面。 ただし、共同漁業権の区域を除く。	たい あじ	3月1日から 11月30日まで

別 表 3

漁業種類：たい、あじ、かます五智網漁業

地区		操業区域	漁業時期	
1	南あわじ	南あわじ市松帆慶野から同市門崎北端に至る海面。 ただし、距岸500メートル以内の海面及び共同漁業権の区域を除く。	たい あじ かます	1月1日から 12月31日まで

別 表 4

漁業種類：あじ五智網漁業

地区		操業区域	漁業時期
1	西二見	明石市古波止から高砂市東播磨港伊保灯台までの海面。 ただし、共同漁業権の区域を除く。（注）	6月1日から 12月31日まで
2	育波	淡路市野島江崎から室津に至る地先海面。 ただし、共同漁業権の区域を除く。（注）	6月1日から 11月30日まで

（注）操業区域に共第24号共同漁業権の区域を含めることについて、漁業権を有する者から同意があった場合は、操業区域に「共第24号共同漁業権（鹿ノ瀬海面）の区域」を加える。